団体商標、証明商標の登録と管理規定(2024)

第1条 団体商標、証明商標の登録と使用の管理を規範化し、商標権益の保護を強化し、社会公共の利益を維持し、特色ある産業の発展を促進するため、「中華人民共和国商標法」(以下、商標法と略称する)、「中華人民共和国商標法実施条例」(以下、実施条例と略称する)の規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 本規定の商品に関する規定は、サービス(役務)にも適用する。

第3条 団体商標登録を出願する場合、主体 資格証明書類、団体構成員の名称、住所と使 用管理規則を添付するものとする。

地理的標章を団体商標登録出願する団体、協会、或いはその他の組織は、その構成員が 当該地理的標章の示す地域の範囲内の出身 でなければならない。

第4条 証明商標登録出願する場合、主体資格証明書類、使用管理規則とそれが備える或いはその委託機構が備える専門技術者、専門検査設備などの情況を証明する証明資料を添付し、当該証明商標が証明する特定の商品品質を監督する能力があることを表明するものとする。

第 5 条 地理的標章を証明商標、団体商標と して登録出願する場合、当該地理的標章が示 す地域を管轄する県クラス以上の人民政府、 或いは主管部門の承認書を添付するものとす る。

地理的標章を証明商標、団体商標として登録する場合、願書に以下に掲げる内容を説明するものとする:

- (1)当該地理的標章で標示される商品の特定の品質、信用、或いはその他の特徴:
- (2)当該商品の特定の品質、信用、或いは その他の特徴は主に当該地理標識で標示される地域の自然要因、或いは人文要因によって決定されること:
 - (3) 当該地理的標章が標示する地域範囲。

地理的標章を証明商標、団体商標登録出願は、その備える、或いはその委託機関が備える専門技術者、専門検査設備などの情況の証明資料を提出するものとする。

外国人、或いは外国企業が地理的標章を 証明商標、団体商標として登録出願する場合、 出願人は、当該地理的標章がその名義でそ の所属国で法律により保護されていることを 証明するものとする。

第6条 団体商標、証明商標の使用管理規則 は、法に基づき制定し、登録人、団体構成員 及び使用者に対する拘束力を備えるとともに、 以下に掲げる内容を含むものとする:

- (1)当該団体商標、或いは証明商標の使用する目的:
- (2)当該団体商標を使用した商品の品質、 或いは当該証明商標を使用し証明される商品 の原産地、原料、製造方法、品質、或いはそ の他特定の品質など:
- (3)当該団体商標、或いは証明商標を使用 する手続き:
- (4)当該団体商標、或いは証明商標を使用する権利、義務:
- (5)団体商標の団体構成員、或いは証明商標の使用者がその使用管理規則に違反し負うべき責任:
 - (6)登録人による当該団体商標の使用、或

いは証明商標の商品の検査監督制度。

証明商標の使用管理規則は、当該証明商標を使用する条件も含むものとする。

団体商標、証明商標の使用管理規則は、 公告するものとする。登録人が使用管理規則 を改正する場合、変更申請を提出し、国家知 識産権局の審査、承認を経るとともに、公告 日から発効するものとする。

第7条 地理的標章を証明商標、団体商標と 登録する場合、当該地理的標章の地域の名 称、その商品が当該地域に由来することを標 示できるその他の標章であることもできる。

前項にいう地域は、当該地域の現行の行政区画名称、範囲と完全に一致している必要はない。

第8条 複数の葡萄酒(ワイン)の地理的標章が同音、或いは同形の文字で構成されるが、 互いに区別でき、公衆を誤解させない場合、 それぞれの地理的標章を証明商標、或いは 団体商標として登録出願できる。

他人葡萄酒、蒸留酒(スピリッツ)の地理的標章として登録した証明商標、団体商標を使用することは、当該地理的標章の地域の葡萄酒、蒸留酒に由来するものではなく、例え、商品の真正な出所地を同時に標示、或いは翻訳文言を使用、或いは「種」、「型(タイプ)」、「式(スタイル)」、「類(種類)」及びその他の類似表現を伴う場合、商標法第 16 条の規定を適用する。

第 9 条 県クラス以上の行政区画の地名、或いは公衆に知られている地名を構成部分とする団体商標、証明商標を登録出願する場合、標章は、顕著な特徴を備え、識別しやすいものでなければならない。標章に商品名が含ま

れている場合、指定商品は、商標の商品名と 一致、或いは密接に関連、商品の信用と地名 はと密接に関連していなければならない。但し、 社会公共の利益を損なう標章は、登録できな い。

地理的標章が証明商標、団体商標として登録されている場合、本規定の関連規定に基づき処理するものとする。

第 10 条 出願人は、その出願により登録された団体商標、証明商標の認可登録前に、当該団体商標、証明商標の登録出願の取下を国家知識産権局に申請できる。

出願人が団体商標を取下、証明商標を登録出願する場合、出願人と商標登録出願番号を明記するものとする。審査を経て規定に合致した場合、取下を許可する。出願人名が不一致、或いは商標登録出願が登録認可された、或いは不受理、却下或いは登録拒絶が査定された場合、出願取下を承認しない。

第 11 条 団体商標、証明商標の登録人は、 以下に掲げる行為を実施し、商標管理の職責 を履行し、商品の品質を保証するものとする:

- (1)使用管理規則に従い、団体構成員に団 体商標の使用を許可、第三者に証明商標の 使用を許諾する;
- (2)速やかに団体構成員、使用者の情報、 使用管理規則を公開する:
- (3)団体構成員、使用者の使用行為が使用管理規則に適合するか否かを検査する;
- (4)団体商標、証明商標を使用した商品が 使用管理規則の品質要件に適合しているか 否かを検査する;
- (5)使用管理規則に適合しない団体構成員、 使用者の団体商標、証明商標の使用資格を 速やかに取消、変更、届出手続きを履行する。

第 12 条 団体商標、証明商標の管理と運用の必要性に応じ、登録人は、団体構成員、使用者に合理的な料金を徴収することができ、料金の金額、納付方式、納付期限は、公平性合理性の原則に基づき協議し決定するとともに、これを公開するものとする。

第 13 条 団体商標登録人の構成員が変化した場合、登録人は、3 か月以内に国家知識産権局に登録事項の変更を申請するとともに、国家知識産権局はこれを公告するものとする。

証明商標の登録人が第三者に商標の使用を許諾した場合、登録人は、許諾後3か月以内に国家知識産権局に届出るとともに、国家知識産権局はこれを公告するものとする。

第 14 条 団体商標、証明商標の譲渡を申請する場合、譲受人は、相応の主体資格を備えるとともに、商標法、実施条例と本規定の規定に適合しなければならない。

団体商標、証明商標に移転が生じた場合、 権利継承者は、相応の主体資格を備えるとと もに、商標法、実施条例と本規定の規定に適 合しなければならない。

第 15 条 団体商標登録人の団体構成員は、 当該団体商標使用管理規則に規定される手 続きを履行した後、当該団体商標を使用する ことができる。団体構成員は、使用管理規則 に適合しない商品に当該団体商標を使用する ことはできない。

団体商標登録人は、当該団体商標を非団体構成員に使用許諾することはできない。

第 16 条 証明商標の使用管理規則の規定条件に適合するものは、当該証明商標使用管理規則に規定する手続きを履行した後、当該

証明商標を使用することができ、登録人は、 その手続きを拒否することはできない。使用 者は、使用管理規則に適合しない商品に当該 証明商標を使用することはできない。

証明商標登録人は、自ら提供する商品に 当該証明商標を使用することはできない。

第 17 条 団体構成員、使用者が団体商標、 証明商標を使用する場合、使用する商品が使 用管理規則の品質要件に適合することを保証 するものとする。

団体構成員、使用者は、団体商標、証明商標を自身の登録商標と同時に使用することができる。

地域範囲外で生産された商品に証明商標、 団体商標として登録された地理的標章を使用 することはできない。

第 18 条 団体商標、証明商標の登録人は、 商標の使用を促進、規範化し、商標価値を高 め、商標の信用を維持し、特色ある産業の発 展を推進するものとする。

第 19 条 団体商標、証明商標の登録人、団体構成員、使用者は、ブランド構築を強化し、以下に掲げる職責を履行するものとする:

- (1)自律を強化、製品のトレーサビリティと監視メカニズムを確立し、リスクコントロールの対応策を制定し、商標ブランドのイメージと信用を維持する;
- (2)市場ニーズを満たす先進的基準を採用、 或いは制定を奨励し、良好な商標ブランドイメ ージを確立する:
- (3)地方の特色ある資源を組合せ、商標ブランド文化の内包を探求し、商標ブランド建設の発展計画を制定し、宣伝・普及を展開し、商標ブランド価値を高める。

第 20 条 地方人民政府、或いは業界主管部門は、地方経済の発展の必要性に応じ、公共資源を合理的に配分し、団体商標、証明商標を通じ地域ブランド構築を強化、関連市場主体の協調発展を促進するものとする。

地方の知識産権管理部門は、地域ブランドの法的保護の取得を支援、団体商標、証明商標の登録を指導、使用管理を強化、厳格な保護を実施、公共サービスを提供し、高品質の発展を促進するものとする。

第 21 条 国家知識産権局は、団体商標、証明商標登録情報を完全、正確、速やかに公示するとともに、社会公衆に情報照会サービスを提供するものとする。

第 22 条 以下に掲げる団体商標、証明商標に含まれる地名を正当に使用する行為について、登録商標専用権者は禁止する権利がない:

- (1)企業名称の屋号で使用する;
- (2)原料表、包装袋などの使用で製品及びその原料の産地を表示する:
- (3)商品に使用し産地、或いは地域の出所を表示する;
- (4)インターネットプラットフォーム、或いは店舗で商品の詳細、商品の属性に地域出所を客観的に表示する:
 - (5)その他地名を正当に使用する行為。

前項に記載される団体商標、証明商標に含まれる地名の正当な使用は、事実の記載を目的とするとともに商慣習に適合するものとし、その他の法律規定に違反することはならない。

第23条 第三者が事実の記述方式で特色ある軽食、料理、メニュー、ショーウインドーの展

示、インターネット商品の詳細提示などに飲食 類の団体商標、証明商標の地名、商品名など の文字を使用しているものの、公衆を誤解さ せない場合、正当な使用行為に属し、登録商 標専用権者には、禁止する権利がない。

第24条 実施条例第4条2項の当該地理的標章の正当な使用とは、団体商標として登録された地理的標章における地名、商品名、或いは商品の通用名称を使用する場合をいう。但し、無断で当該団体商標を使用することはできない。

第 25 条 本規定第 22 条から第 24 条に定められる正当な使用行為がある場合、行為者は、団体商標、証明商標の信用を悪意或いは貶め、市場競争秩序を混乱させ、その登録人の合法的権益を損ってはならない。

第26条 登録人が権利行使を怠り団体商標、 証明商標に使用が認可された商品の通用名 称になった、正当な理由がなく3年連続使用し ていない場合、何人も商標法第49条に基づき 登録商標の取消をも申請できる。

第 27 条 団体商標、証明商標の登録と管理 業務に従事する人員及びその他法に基づき 公職を履行する人員が、商標の登録、管理及 び保護に関する事項の処理において、職務怠 慢、職権乱用、便宜供与、虚偽を弄し、規律に 違反し、当事者から収賄、贓吏がある場合、 法によりこれを処分する。犯罪を構成する場 合、法に基づき刑事責任を追及する。

第 28 条 本規定は 2024 年 2 月 1 日より施行する。

注:上記翻訳は参考までの仮役であり、当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。

参照サイト: https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art_66_189477.html